

寒川町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 34 号

寒川町財務規則の一部を改正する規則

寒川町財務規則(昭和40年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「法第231条の2第6項」を「法第231条の2の3第1項」に改める。

第44条中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第57条の3の見出し並びに同条第1項及び第2項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第3項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、「その旨を速やかに告示しなければならない。」の次に「指定代理受託者がその名称、住所又は事務所の所在地の変更を町長に届け出た場合及び指定納付受託者の指定を取り消した場合も同様とする。」を加え、同条第4項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第5項及び第6項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第6条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67条)第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前の寒川町財務規則の適用については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。